

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府）

|   |   |                        |
|---|---|------------------------|
| 制 度 名   | 雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長  |                        |
| 税 目   | 所得税・法人税   |                        |
| 要<br>望<br>の<br>内<br>容   | <p>河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度（5年間1割増償却）について、適用期限（平成25年3月31日）を2年間延長する</p> <p>【関係条文】<br/>                 租税特別措置法 第14条の2 第1項、同第2項第4号<br/>                 第47条の2 第1項、同第3項第4号<br/>                 租税特別措置法施行令 第7条の2 第7項、同第8項、<br/>                 第29条の5 第6項、同第7項<br/>                 租税特別措置法施行規則 第6条の2 第1項、第20条の21 第1項</p>   |                        |
|   | 平年度の減収見込額<br>（制度自体の減収額）   | － 百万円<br>（▲1000百万円の内数） |
| 新<br>設<br>・<br>拡<br>充<br>又<br>は<br>延<br>長<br>を<br>必<br>要<br>と<br>す<br>る<br>理<br>由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本政策の政策目的は雨水貯留浸透利用施設の整備促進である。</p> <p>近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度（降雨強度 100mm/h 以上も多い）に雨が降ることが特徴で、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きいため、また、発生場所等の予測が困難で、被害軽減のための事前の対応が取りにくいことから、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が生じているところである。</p> <p>一方、河川の整備は、河川整備計画に基づいて計画的に実施されているものの、完成まで多額の費用と長期間を要するため、特に都市部の中小河川では、市街化の進展により用地買収等を含めて河川整備が進捗せず、低い整備水準（生起確率 1/5 以下）にとどまっている状況である。また、下水道も、概ね時間雨量 50mm を整備目標として整備されてきていることから、都市部にひとたび時間雨量 100mm に相当するゲリラ豪雨が降れば、中小河川の流下能力や下水道の排水能力を超える雨水が流入し、氾濫等（外水や内水）による被害が発生する可能性が高く、追加的な河川、下水道の整備のみで対応することは、現実的には非常に困難な状況にある。</p> <p>このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるためには、広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透利用施設等の整備を進めるなど、分散型の流出抑制対策を進める必要がある。</p> <p>国や地方公共団体では、河川、下水道の整備とあわせて学校の校庭や公園等も活用して雨水貯留浸透利用施設の設置等の対策を進めているが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が不可欠である。</p> <p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、広く流域内に分散して設置することが可能であり、公共による対策とあわせて実施することで、流域内のどこで発生するか予測出来にくいゲリラ豪雨による浸水被害の解消という政策目標の早期達成に寄与することができるものである。</p> <p>また、今般、雨水の利用を推進することを目的とした「雨水の利用の推進に関する法律」が、議員立法により提出されており、政府による雨水の利用の基本方針の策定、国、独法等の雨水の利用の推進に関する目標の作成等を進めていくこととされている。あわせて、民間における雨水利用を推進していくことも必要である。</p> <p>雨水貯留浸透利用施設の設置について、税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図り、流域からの雨水の流出量を緩和・削減することで、流域における浸水被害の防止の一層の促進を図るものである。</p> |                        |

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今<br/>回<br/>の<br/>要<br/>望<br/>に<br/>関<br/>連<br/>す<br/>る<br/>事<br/>項</p> | <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合<br/>理<br/>性</p> | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>  | <p>社会資本整備重点計画（素案）<br/> 1－3人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進<br/> （1）大規模水害の未然の防止等<br/> &lt;水害対策に関する指標&gt;<br/> ○ [20] 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数</p> <p>内閣府本府政策評価基本計画（平成23年内閣総理大臣決定）<br/> 【政策】<br/> 9. 防災政策の推進<br/> 【施策】<br/> ⑤地震対策等の推進</p>  |
|  |  | <p>政策の達成目標</p>  | <p>社会資本整備重点計画（素案）<br/> 1－3人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進<br/> （1）大規模水害の未然の防止等<br/> &lt;水害対策に関する指標&gt;<br/> ○ [20] 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数<br/> 約6.1万戸（H23年度末）→約4.1万戸（H28年度末）</p>  |
|  | <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>   | <p>平成27年3月31日までの2年間</p>   |   |
|  | <p>同上の期間中の達成目標</p>   | <p>平成28年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数を約4.1万戸にすべく、本特別措置の適用期間中に5.3万戸とする。</p> |   |
|  | <p>政策目標の達成状況</p>   | <p>業績指標 75<br/> 中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数<br/> 平成23年度実績 約390万戸</p>                      |   |
|  | <p>要望の措置の適用見込み</p>   | <p>適用見込み（カッコ内は減収額、単位百万円）<br/> H25：367件(89) H26：376件(96)</p>                             |   |
|  | <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">有<br/>効<br/>性</p> | <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>   | <p>上記政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであり、本件税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現している。</p> <p>都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害を着実に軽減していくためには、流域全体にわたる面的な対策、既成市街地における対策、官民連携した対策をさらに促進していくことが必要であり、このためには、税制措置は非常に有効な手段であると考えられる。</p> <p>例えば新川（愛知県）では、税制措置がない場合に比べて民間における雨水貯留浸透利用施設の整備が1.1倍のペースに、新河岸川（東京都、埼玉県）では1.2倍、残堀川（東京都）では1.98倍に促進されている。</p> |

|  |                           |   |
|--|---------------------------|---|
| 相<br>当<br>性  | 当該要望項目以外の税制上の支援措置         | 特定都市河川流域に設置される雨水貯留浸透施設（特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事により設置されるものに限る。）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）  |
|  | 予算上の措置等の要求内容及び金額          | 流域貯留浸透事業（社会資本整備総合交付金事業及び地域自主戦略交付金 [H23] [H24]として実施）   |
|  | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係       | 雨水貯留浸透事業は、地方公共団体等が治水安全度を確保するために計画的に河川整備を行うためのものであり、流域対策のうち、主に公共が分担すべき分野の部分である。流域対策は、公共による対策と併せ、当該税制により、民間における施設においても分担し、総合的に促進を図る必要がある。   |
|  | 要望の措置の妥当性                 | <p>いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在の整備されている中小河川及び下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、河川、下水道等の従来型のハード施設整備のみで対応することは困難であり、その被害軽減を図るためには広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透利用施設の整備を進めるなど分散型の流出抑制対策を進める必要がある。</p> <p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、広く流域内に分散して存在し、流域からの雨水の流出量を緩和・削減して流域内の治水安全度を向上させる効果があり、流域内の浸水被害の解消という政策目標を早期達成するために必要不可欠である。</p> <p>また、民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、浸水被害軽減という公益性を有するものである。仮に公共（国・地方公共団体）が雨水貯留浸透利用施設を設置する場合、都市部では土地利用が高度化しており、用地費等を始め事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。</p> <p>一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に、税制上の措置により自主的に雨水貯留浸透利用施設の導入を促進する場合は、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担が少ないにもかかわらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となる。したがって、税によるインセンティブを付与すること、民間の雨水貯留浸透利用施設の整備促進を図ることは妥当な措置である。</p> |
| こ<br>れ<br>ま<br>だ<br>の<br>租<br>税<br>特<br>別<br>措<br>置<br>の<br>適<br>用<br>実<br>績<br>と<br>効<br>果<br>に<br>関<br>連<br>す<br>る<br>事<br>項 | 租税特別措置の適用実績               | 適用実績（カッコ内は減収額、単位百万円）<br>H10 年度：3 件（0.4）、H11 年度：23 件（3）、H12 年度：142 件（19）、H13 年度：257 件（35）、H14 年度：211 件（28）、H15 年度：562 件（76）、H16 年度：285 件（38）、H17 年度：367 件（49）、H18 年度：287 件（62）、H19 年度：427 件（73）、H20 年度：275 件（46）、H21 年度：417 件（83）、H22 年度：290 件（49）、H23 年度：355 件（97）  |
|  | 租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性） | 平成 10 年度から 23 年度までに民間により整備された雨水貯留浸透利用施設は約 3,700 基であり、それらによる総貯留量は約 250 万 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> （霞が関ビル約 5 杯分相当）となっている。  |
|  | 前回要望時の達成目標                | 中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数<br>長期的には 0 戸を目指す、当面の目標として<br>平成 19 年度約 525 万戸→平成 24 年度約 235 万戸  |

|                  |                                    |   |
|------------------|------------------------------------|---|
|                  | <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>河川の整備及び下水道の整備や、地方公共団体及び民間が設置する雨水貯留浸透利用施設の整備は着実に進んでおり、政策目標の達成に向かって着実に効果を発現している。</p> <p>一方、気候変動等の影響により都市部におけるゲリラ豪雨の発生は増加傾向であり、浸水被害は依然発生しているため、民間事業者による雨水貯留浸透利用施設の設置を促進する必要がある。</p>   |
| <p>これまでの要望経緯</p> |                                    | <p>平成 10 年度 税制創設<br/>貯留施設 規模要件 貯水容量 100m<sup>3</sup> 以上<br/>平成 11 年度 2 年延長</p> <p>平成 13 年度 2 年延長、<br/>規模要件 貯水容量 100m<sup>3</sup> 以上→200m<sup>3</sup> 以上<br/>平成 14 年度 償却率 1.2 割増→1 割増<br/>平成 15 年度 2 年延長<br/>平成 16 年度 特定都市河川流域における貯留施設について、<br/>規模要件 貯水容量 200m<sup>3</sup> 以上→100m<sup>3</sup> 以上<br/>平成 17 年度 2 年延長<br/>貯留施設 規模要件 貯水容量 200m<sup>3</sup>→300m<sup>3</sup> 以上<br/>浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000 m<sup>2</sup> 以上を追加</p> <p>平成 19 年度 2 年延長<br/>平成 21 年度 2 年延長<br/>平成 23 年度 2 年延長<br/>浸透性舗装規模要件 3,000 m<sup>2</sup>→5,000 m<sup>2</sup> 以上</p> |